

第 5 期
(平成 24～26 年度)
久留米市
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
骨 子

平成 23 年度

第 6 回 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料

平成 23 年 12 月 1 日
久留米市

目 次

第1部 総論	P.3
第1章 計画策定の目的、策定体制等	P.4
1. 計画策定の背景と目的	P.4
2. 根拠法令	P.4
3. 他の計画等との整合性確保	P.5
4. 計画の位置づけ	P.7
5. 計画の期間	P.7
6. 計画策定の体制等	P.8
第2章 計画の基本理念	P.9
第3章 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し	P.10
1. 高齢化の状況、将来推計	P.10
2. 高齢者実態調査等の結果概要と課題	P.12
3. 本市の介護保険制度の状況	P.14
4. 第4期計画の評価及び課題	P.15
第4章 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の方向性	P.17
1. 健康長寿社会の実現	P.17
2. 高齢者とその家族の安全・安心	P.17
3. 高齢者の生きがいくくり・積極的な社会参加	P.17
4. 介護保険事業の一層の充実	P.17
第5章 第5期計画の施策体系	P.18
第2部 久留米市における高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開	P.19
第1章 健康づくりと介護予防の推進	P.20
1. 健康づくりの推進	P.20
2. 介護予防の推進	P.20
第2章 地域包括ケア体制の整備・推進	P.21
1. 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築	P.21
2. 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援	P.21
3. 介護家族への支援	P.21
4. 災害時の援護体制	P.21
第3章 高齢者の権利擁護	P.22
1. 虐待防止及び発生時の適正かつ迅速な対応へのネットワーク構築	P.22
2. 悪質商法等の犯罪や人権侵害からの保護	P.22

3. 成年後見制度の普及	P.22
4. 高齢者及びその家族の安全と安心の為の支援	P.22
第4章 認知症高齢者とその家族の支援	P.23
1. 認知症予防の推進	P.23
2. 認知症高齢者と家族の総合支援	P.23
3. 認知症高齢者の地域での見守り	P.23
4. 認知症の啓発推進、サポーター養成	P.23
第5章 生活環境の整備	P.24
1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備	P.24
2. ユニバーサルデザインのまちづくり	P.24
3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備	P.24
第6章 高齢者の積極的な社会参加	P.25
1. 高齢者の就業支援	P.25
2. 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進	P.25
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進	P.25
4. 社会貢献活動の促進	P.25
第7章～10章 介護保険事業の充実と適切な運営	P.27
1. 介護サービスの質の確保	P.27
2. 給付の適正化への取組み	P.27
3. 適正な要介護認定の実施	P.27
4. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実	P.27
5. 介護事業所における防災対策	P.28
6. 介護サービス基盤の整備	P.28
7. 介護サービス量等の見込みと保険料	P.28
8. 介護保険料等	P.28
第3部 計画の推進と評価の体制等	P.29
1. 計画の推進体制	P.30
2. 計画の進捗状況の点検と評価の実施	P.30
3. 計画の推進に必要な事項	P.30

第1部

総論

第1章 計画策定の目的、策定体制等

1. 計画策定の背景と目的

我が国では、世界でも例を見ない速さで高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎え、高度成長期に青年期を過ごすなど、変動著しい時代を経験してきた団塊の世代が加わり、高齢者の生活様式、考え方等価値観は、一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。

また、国の基本指針では、各自治体が高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括システムを構築するために必要となる、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施設との連携、生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択し第5期計画に位置づける等、段階的に計画の充実強化を図ることが示されています。

本計画は、これらの状況に総合的に対応するため平成21年3月に策定した第4期久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すもので、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって地域や関係機関と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

2. 根拠法令

本計画は、高齢者に関する様々な福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

○ 介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3. 他の計画等との整合性確保

(1) 総合計画等との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画』（平成18年3月策定）、高齢者がいつまでも幸せに暮らすことができるようなまちづくりの推進を図るため、市民と行政が一体となって取組む指針として制定した『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月策定）等の理念に沿った高齢者保健福祉分野の計画です。

『久留米市新総合計画』

（基本構想：平成13～37年度、第2次基本計画：平成17～26年度）

◆ 保健福祉分野の目指す都市像

「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」

◆ 保健福祉分野の大綱

「健康で生きがいもてるまちに」

（施策：「健康の保持・増進対策の推進」、「高齢者の生きがい対策と社会参加の促進」）

「やさしさと思いやりの見えるまちに」

（施策：「高齢者福祉の充実」、「介護保険制度の円滑な運営」）

『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月）

（健康と自立への努力）

1 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。

（生涯学習と社会参加の促進）

2 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくれます。

（保健・医療・福祉の充実）

3 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちをつくれます。

（生活環境の整備）

4 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくれます。

（安らぎのある家庭と地域の連帯）

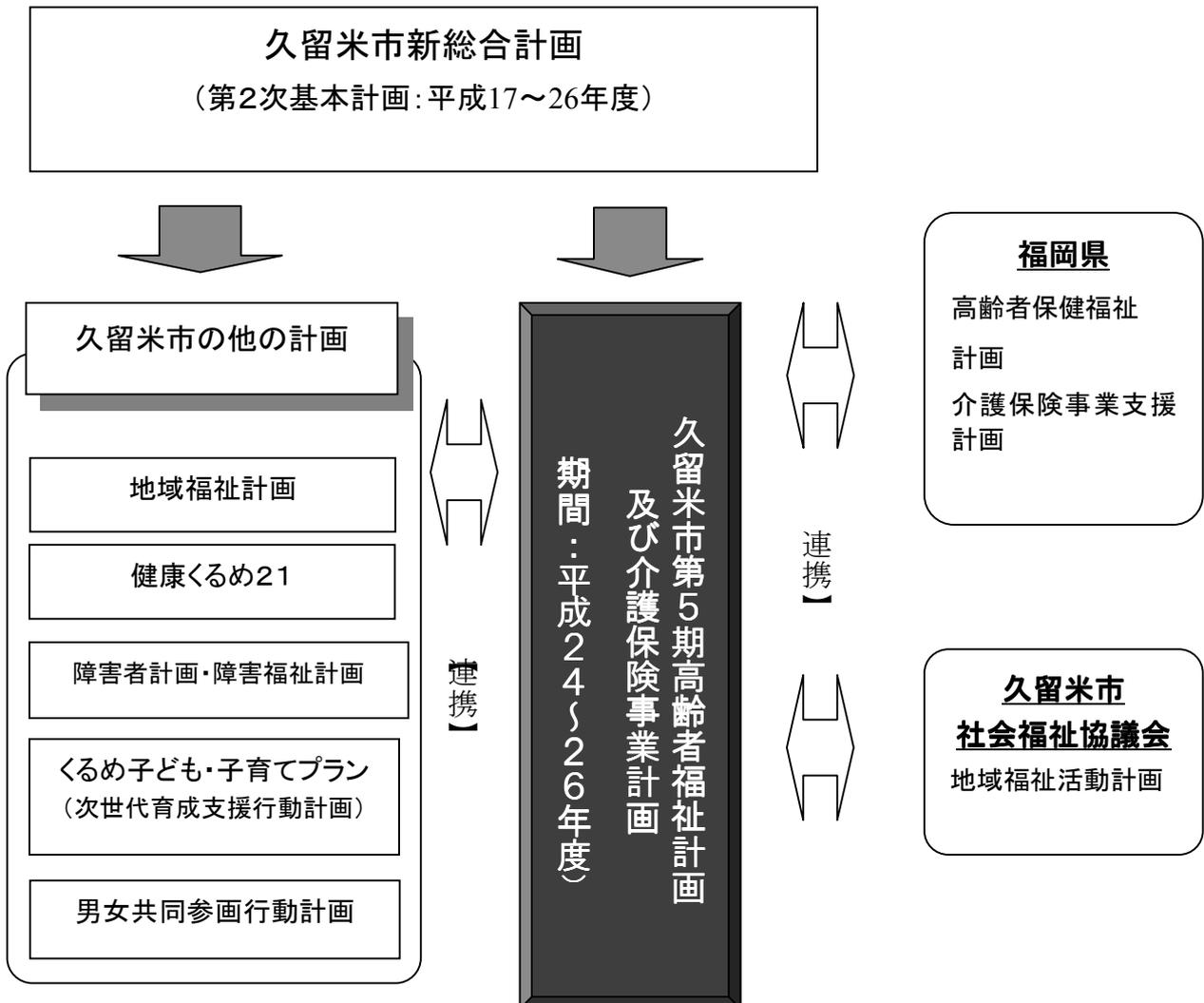
5 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくれます。

(2) 総合計画以外の他の計画との関係

計画の総合的な推進を図るため、当該計画の策定及び推進に当たっては、以下の計画をはじめとした、久留米市等における他の保健福祉関係の計画等と調和させ、整合性を図りながら取組んでいきます。

- 地域福祉計画
- 健康くるめ21
- 障害者計画・障害福祉計画
- くるめ子ども・子育てプラン（次世代育成支援行動計画）
- 男女共同参画行動計画
- その他の市の計画
- 久留米市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」
- 県の策定する介護保険事業支援計画、高齢者保健福祉計画等

<他の計画との関係（イメージ図）>



4. 計画の位置づけ

第5期計画は、第3期、第4期の延長線上に位置づけられ、平成27年の久留米の姿を見据えて、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

5. 計画の期間

第5期計画の期間は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間とします。

第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			
平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	
第1期計画															
			第2期計画												
						第3期計画		第4期計画		第5期計画					
						平成27年度の久留米市を見据えて計画を策定									

6. 計画策定の体制等

(1) 庁内組織

この計画の策定にあたっては、副市長及び各部の部長等で構成する「計画推進委員会」並びに各部の次長等で構成する「計画推進調整会議」を設置し、健康福祉部長寿支援課・介護保険課を中心に、各局の連携のもと、庁内一体となって策定に取り組んでいます。

(2) 計画推進協議会

学識経験者、保健・医療関係者、地域福祉関係者、介護保険事業者、被保険者代表者、その他関係者で構成する「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会」を設置しており、計画の進捗管理や策定について幅広い意見・助言をいただいています。

(3) 高齢者実態調査等の実施

この計画の策定に当たって、施策の対象となる高齢者や事業所等の実態・意見・ニーズを収集するため、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえてこの計画の策定に取り組みました。（*調査概要は12ページを参照）

(4) 市民説明会、パブリック・コメントの実施

計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を伺い、その意見を計画に反映させるため、平成23年9～10月に市内5ヶ所で市民説明会を開催しました。

また、平成24年1月を目途に計画の素案を公表し、2回目の市民説明会を開催するとともにパブリック・コメントを実施する予定です。

第2章 計画の基本理念

本計画は、「久留米市新総合計画」の理念に沿ったものとなっています。したがって、新総合計画における体系の「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」に基づき、特に高齢者福祉分野での施策を行うという観点から、「高齢者が輝き、きらめき、いきいきと暮らす都市 久留米」を目指すべき目標として設定しています。

さらに、「団塊の世代」が高齢期に達し、高齢化が一層進み、高齢者の価値観や生活状況、ニーズが多様化する2015（平成27）年の目指すべき久留米市の姿として、第3期、第4期を通して以下のように考えており、第5期においてもこの目指すべき久留米市の姿を踏まえた計画の策定を行います。

① 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態になって施設サービスを利用している人も、在宅でサービスを受けている人も、個人の尊厳が保持されたケアを受け、自分のこれまで生活してきた「地域」や「住まい」で、その人らしい、自立した生活を営んでいます。

認知症をもった高齢者も、なじみの職員のいる介護サービスを利用したり、地域の中で見守られながら、生き生きとした生活を送っています。

また、家族や介護者に対する相談・支援の体制も充実しています。

② 高齢者が生涯現役で、健康に活動的に暮らすまち

地域では、高齢者が様々なところで活発に活動をしています。ボランティア等で地域社会の活動のリーダーとして活躍している人がたくさんいるほか、就業している人や、学問や芸術を極めている人もいます。介護者と一緒に気軽にショッピングやイベントに来ている人もいます。

また、高齢者が若い世代と一緒にウォーキングなどの健康づくりに励んでいる姿も見られます。

③ 高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

様々な状態像やニーズに応じた在宅介護サービス、施設のサービス、その他の福祉サービスが充実しており、医療サービス等との連携もできています。

また、地域でのボランティアや地域の団体の活動、地域でのネットワークによる見守りもあり、元気な高齢者も何らかの支援を要する高齢者も、家族と暮らす高齢者（の世帯）も独り暮らしの高齢者も、いつも安心して暮らしています。何らかの問題が起こった場合、行政や地域包括支援センター、地域の相談機関等が早期かつ適切な対応を行っています。

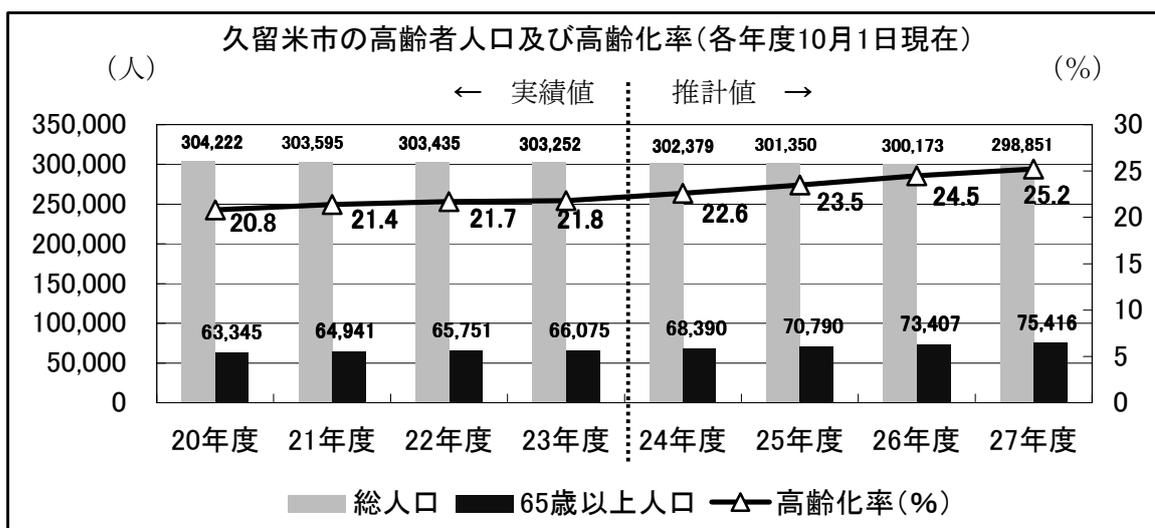
第3章 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し

1. 高齢化の状況、将来推計

(1) 久留米市の高齢者人口・高齢化率の状況と将来推計

第3期の最終年度（20年度）と第4期の最終年度（23年度）を比較すると、本市の総人口は減少しており、一方では高齢者人口は増加し、高齢化率も上昇しています。今後の推計では、この傾向がさらに進むことが予想されます。

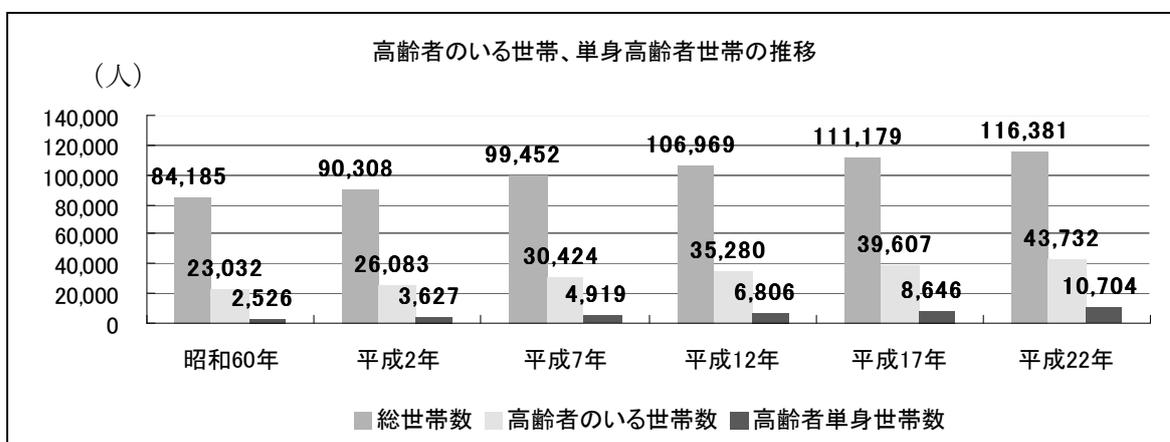
○高齢者人口・高齢化率の推移（推計値はコーホート変化率法による）



(2) 高齢者世帯の状況

平成22年の国勢調査の結果では、前回（平成17年度）と比較し、本市の総世帯数は5,202世帯（+4.7%）増えています。これに対し、高齢者のいる世帯は4,125世帯（+10.4%）の増、高齢者単身世帯は2,058世帯（+23.8%）の増となっています。

○高齢者のいる世帯、単身高齢者世帯の推移



資料) 各年国勢調査

(3) 日常生活圏域別高齢者人口・高齢化率の状況

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、各種条件を総合的に勘案して市内に11の「日常生活圏域」を設定しており、圏域ごとの高齢者人口・高齢化率は以下の状況です。

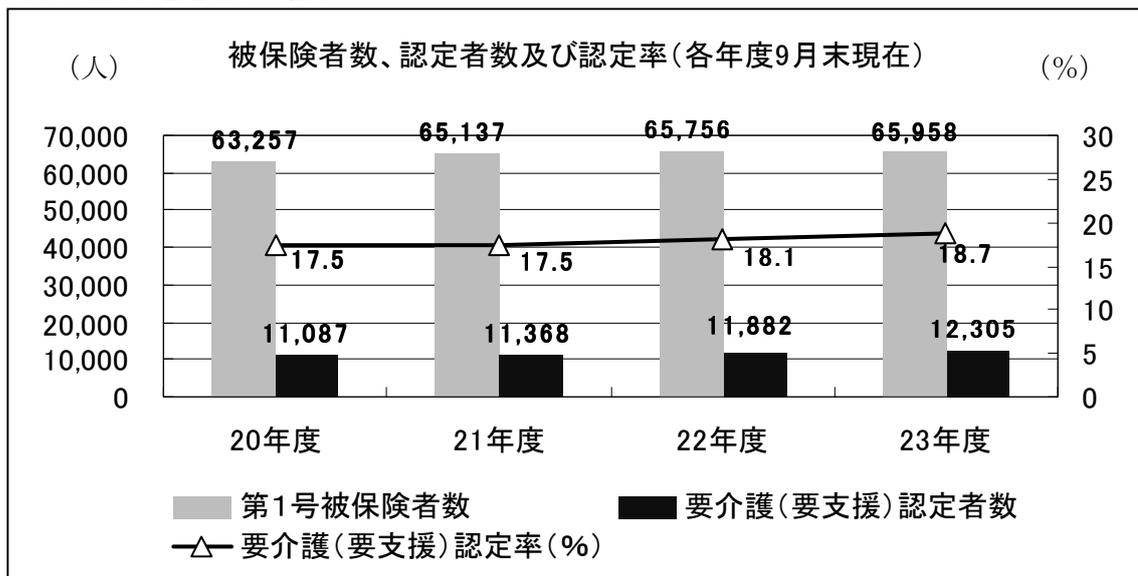
○日常生活圏域毎の高齢者人口及び高齢化率（平成23年10月1日現在）

生活圏域	校区名	総人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率
A	西国分・東国分	28,566	5,506	19.27%
B	荘島・日吉・篠山・南薫・長門石	34,091	6,685	19.61%
C	南・津福	29,551	6,170	20.88%
D	京町・鳥飼・金丸	27,341	5,655	20.68%
E	御井・合川	22,775	4,307	18.91%
F	上津・高良内・青峰	30,035	6,754	22.49%
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島	32,304	6,783	21.00%
H	船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸	20,239	5,400	26.68%
I	城島・青木・江上・下田・浮島・犬塚・西牟田・三瀧	29,522	7,164	24.27%
J	安武・荒木・大善寺	27,264	6,229	22.85%
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	21,564	5,422	25.14%

(4) 要介護認定者の状況

高齢者の増加に伴い、要介護認定者、サービス受給者は増加しており、今後も同様に推移することが考えられます。

○要介護認定者数の推移



2. 高齢者実態調査等の結果概要と課題

第5期計画の策定にあたり、高齢者等のニーズを把握し施策の検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しており、各調査結果の特徴的な部分と課題を整理しました。

(1) 高齢者実態調査等の概要

調査名	実施時期	対象数	回答数(率)
①高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての実態調査	平成23年1月	5,791人	3,463人 (59.8%)
②高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての事業所調査	平成23年2月	576事業所	488事業所 (84.7%)
③団塊世代の実態・意識調査	平成23年8月	1,032人	505人 (48.9%)

(2) 調査の主な結果と課題

①高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての実態調査

【主な結果】

- 調査対象者全体の約5割が高齢者のみ世帯、約2割が一人暮らし世帯という状況です。
- 日常生活の心配事や悩みでは、「自分の健康のこと」、「家族の健康のこと」、「介護のこと」が上位を占めています。相談相手では要支援者の21.7%の人が地域包括支援センターの職員を挙げています。
- 地域活動への参加状況では、参加者は前回調査と比較すると増加していますが、参加していない人も約4割います。
- 健康状態では、一般高齢者の9割は自立した生活を送っています。また、前回と比較し病気にかかっている人の割合は低下しています。
- 介護サービスと料金の関係では、全体の38.3%の人が現状程度と答えており、次いで16.3%の人はサービスが低下しても保険料は安いほうが良いと答えています。

【課題】

- 高齢者が住みなれた地域で自立して生活できる地域包括ケアの推進
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関と連携した相談体制の強化
- 健康づくりと介護予防の一層の普及啓発、事業の充実
- 地域活動に参加していない高齢者へ社会参加のきっかけづくり
- 適正な介護サービス供給見込み量の推計と保険料段階の設定

②高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての事業所調査

【主な結果】

- 従業者の過不足状況では、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と答えた事業所が、在宅系サービス、施設系サービスの双方で3割を超えています。
- 従業者の定着状況では、在宅系サービスで18.0%、施設系サービスで27.5%の事業所が、「定着率が低く困っている」を挙げています。
- 防火安全対策では、在宅系サービス事業所より施設系サービス事業所の方が対策を行っている回答割合が高くなっています。

【課題】

- 介護従事者の安定的確保、資質向上のための研修支援、従事者の連携支援
- 事業所への防災意識の徹底、防災対策の点検・指導の強化

③団塊世代の実態・意識調査

【主な結果】

- 世帯状況では、男性単身者の割合は13.1%であり、男性単身高齢者の10.5%と比べ高くなっています。
- 日常生活では、地域活動や社会貢献活動に参加している人ほど生きがいを感じている割合は高くなっています。
- 健康づくりや介護予防について、男女ともに関心や取り組む意欲は高く、健康づくりのために知りたいことでは、女性は認知症予防・心の健康、男性は生活習慣病の予防の割合が最も高くなっています。
- 就業に関し、現在仕事をしている人は男性で約7割、女性で約4割あり、男女ともに65～69歳までは仕事をしたいという回答割合が最も高くなっています。
- 仮に住み替えるとした場合の希望する住居タイプでは、男女ともに一戸建ての割合が最も高くなっていますが、女性は高齢者向け賃貸住宅や有料老人ホームを希望する割合が高い状況です。

【課題】

- 単身高齢者・高齢者のみ世帯のへの支援体制の充実強化
- 地域活動への理解促進による社会参加
- 健康づくり・健康管理と介護予防・認知症予防の周知・啓発
- 知識・経験・技術を活かした就業促進
- ニーズに応じた住居の整備、生活環境のバリアフリー化の促進

3. 本市の介護保険制度の状況

(1) 被保険者数の状況

(実績欄：各年9月末現在)

	第4期事業計画期間							
	平成21年度			平成22年度				平成23年度
	計画	実績	実績/計画	計画	実績	実績/計画	H22/H21	計画
総人口	303,425	303,595	100.1%	302,649	303,435	100.3%	99.9%	301,878
40～64歳	99,982	100,082	100.1%	100,548	100,824	100.3%	100.7%	101,510
65歳以上	64,507	64,941	100.7%	65,042	65,751	101.1%	101.2%	65,377
65～74歳 (前期高齢者)	33,474	33,636	100.5%	32,952	33,219	100.8%	98.8%	32,356
75歳以上 (後期高齢者)	31,033	31,305	100.9%	32,090	32,532	101.4%	103.9%	33,021
高齢化率	21.3%	21.4%	0.1%	21.5%	21.7%	0.2%		21.7%

(2) 認定者数の状況

(実績欄：各年9月末現在)

	第3期	第4期事業計画期間									
	平成20年度	平成21年度				平成22年度					平成23年度
	実績	計画	実績	実績-計画	実績/計画	計画	実績	実績-計画	実績/計画	H22/H21	計画
認定者合計	11,508	11,747	11,774	27	100.2%	12,004	12,278	274	102.3%	104.3%	12,258
65歳以上	11,087	11,345	11,368	23	100.2%	11,574	11,882	308	102.7%	104.5%	11,823
要支援計	2,671	2,775	2,731	-44	98.4%	2,889	2,925	36	101.2%	107.1%	3,009
要支援1	1,177	1,176	1,150	-26	97.8%	1,172	1,327	155	113.2%	115.4%	1,166
要支援2	1,494	1,599	1,581	-18	98.9%	1,717	1,598	-119	93.1%	101.1%	1,843
要介護計	8,416	8,570	8,637	67	100.8%	8,685	8,957	272	103.1%	103.7%	8,814
要介護1	2,273	2,299	2,355	56	102.4%	2,299	2,516	217	109.4%	106.8%	2,298
要介護2	2,261	2,276	2,290	14	100.6%	2,290	2,298	8	100.3%	100.3%	2,305
要介護3	1,699	1,772	1,693	-79	95.5%	1,840	1,647	-193	89.5%	97.3%	1,915
要介護4	1,200	1,231	1,319	88	107.1%	1,257	1,365	108	108.6%	103.5%	1,286
要介護5	983	992	980	-12	98.8%	999	1,131	132	113.2%	115.4%	1,010
40～64歳	421	402	406	4	101.0%	430	396	-34	92.1%	97.5%	435

(3) 介護保険事業特別会計の決算状況

(費用の単位：千円、比率の単位：%)

	第4期計画実施期間								
	21年度			22年度				23年度	
	計画	実績	実績/計画	計画	実績	実績/計画	H22/H21	計画	
介護給付費	18,049,506	17,644,960	97.76%	18,752,477	18,352,685	97.87%	104.01%	19,318,273	
介護サービス等諸費	15,994,302	15,797,841	98.77%	16,517,988	16,405,938	99.32%	103.85%	16,884,472	
介護予防サービス等諸費	976,081	950,898	97.42%	1,025,925	970,808	94.63%	102.09%	1,076,290	
高額介護サービス等費	496,554	335,626	67.59%	592,411	388,570	65.59%	115.77%	707,775	
特定入所者介護サービス等費	564,237	541,967	96.05%	597,353	568,909	95.24%	104.97%	630,469	
諸費	18,332	18,628	101.61%	18,800	18,461	98.20%	99.10%	19,267	
地域支援事業費	410,525	328,569	80.04%	487,075	337,205	69.23%	102.63%	578,970	
介護予防事業	178,642	117,558	65.81%	211,953	102,128	48.18%	86.87%	251,942	
包括的支援事業・任意事業	231,883	211,011	91.00%	275,122	235,076	85.44%	111.40%	327,028	

4. 第4期計画の評価及び課題

第4期計画期間中には、2015（平成27）年の目指すべき久留米市の姿の実現に向け様々な施策を展開しており、本章ではその評価を基本理念に基づき実施するとともに、課題について整理を行いました。

（1）高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態になっても、誰もがその人らしい自立した生活を継続出来るよう、多様で柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターを中心に介護従事者と医療を始めとした様々な職種との連携を図ってきました。

その結果、久留米市の地域密着型サービスは全国的にも高い整備状況となっていますが、サービスの内容・有効性の周知において課題が残っています。

また、多職種連携についても、更なる取組みの強化が求められています。

今後、要介護リスクが高い75歳以上高齢者や単身高齢者、認知症高齢者等の益々の増大が予想されます。

このため、第5期計画においては、一層の介護サービスの質の向上を図るとともに、地域密着型サービス及び地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるような取組みを行っていく必要があります。

（2）高齢者が生きがいを持ち、健康に活動的に暮らすまち

高齢者の生きがいづくりや社会参加に関し、平成23年1月に実施した高齢者実態調査の結果では、高齢者の「外出の頻度」は前回と比較し高くなっており、「地域活動への参加状況」でも地域活動・グループ活動・健康スポーツ活動等への参加が増えている傾向にあります。

また、平成23年8月に実施した団塊世代の実態調査では、この世代の就労意欲の高さが確認できました。

しかし一方では、何もしていない高齢者も4割程度あり、就労促進、生きがいづくり・社会参加に関する事業の一層の周知・広報の取組みやニーズに応じた事業内容の検討が課題となっています。

（3）高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

地域包括支援センターが中心となり、関係機関・団体、地域が連携した地域ケア体制の整備に取り組みました。

また、高齢者虐待や高齢者を対象とした詐欺事件の発生などにより、高齢者の安全や安心が脅かされている状況が発生しており、高齢者の権利を守り、生活の質を確保するために、高齢者の権利擁護、認知症高齢者とその家族の支援に取り組みました。

この結果、高齢者とその家族への個別の支援は一定進展しましたが、関係機関・団体、地域が連携したネットワークの構築には到っていない状況です。

地域包括ケア体制の確立に向け、本市の高齢者支援体制の在り方や具体的取組みについて検討を進めて行く必要があります。

以上のように、第4期計画では目指すべき久留米市の姿の実現に向け、様々な取組みを実施し、高齢者の福祉の増進を図ってきましたが、高齢化の進展とともに「孤独死」等の深刻な問題や「買い物難民」等の新たな課題が発生しており、その解決に向け、さらなる取組みを進めていく必要があります。

また、平成24年からは団塊の世代が65歳に達し始め、高齢者のイメージがこれまでとは異なってくると思われれます。さらに、高齢者には「支えられる側」としてだけでなく高齢社会を「支える側」としての活躍も期待されるため、これらの元気な高齢者を社会参加に積極的に繋ぐ仕組みづくりが求められています。

第4章 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の方向性

前章までに抽出された課題を踏まえ、第5期計画における久留米市の方向性を示します。

1. 健康長寿社会の実現

高齢者一人一人ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、生活習慣病予防対策、ウォーキング等の地域での健康づくりの推進に取り組むとともに、介護予防事業対象者を早期発見し、予防が必要な高齢者への啓発を行い、身近な地域での自主的な介護予防活動の普及を図ります。

2. 高齢者とその家族の安全・安心

単身高齢者や認知症高齢者など、地域で支援が必要な高齢者は増加しており、地域包括支援センターを中心とした高齢者とその家族を支えるネットワークの構築を進めることにより、地域包括ケア体制の確立を図ります。また、高齢期を安心して暮らせるよう生活環境の整備等を促進します。

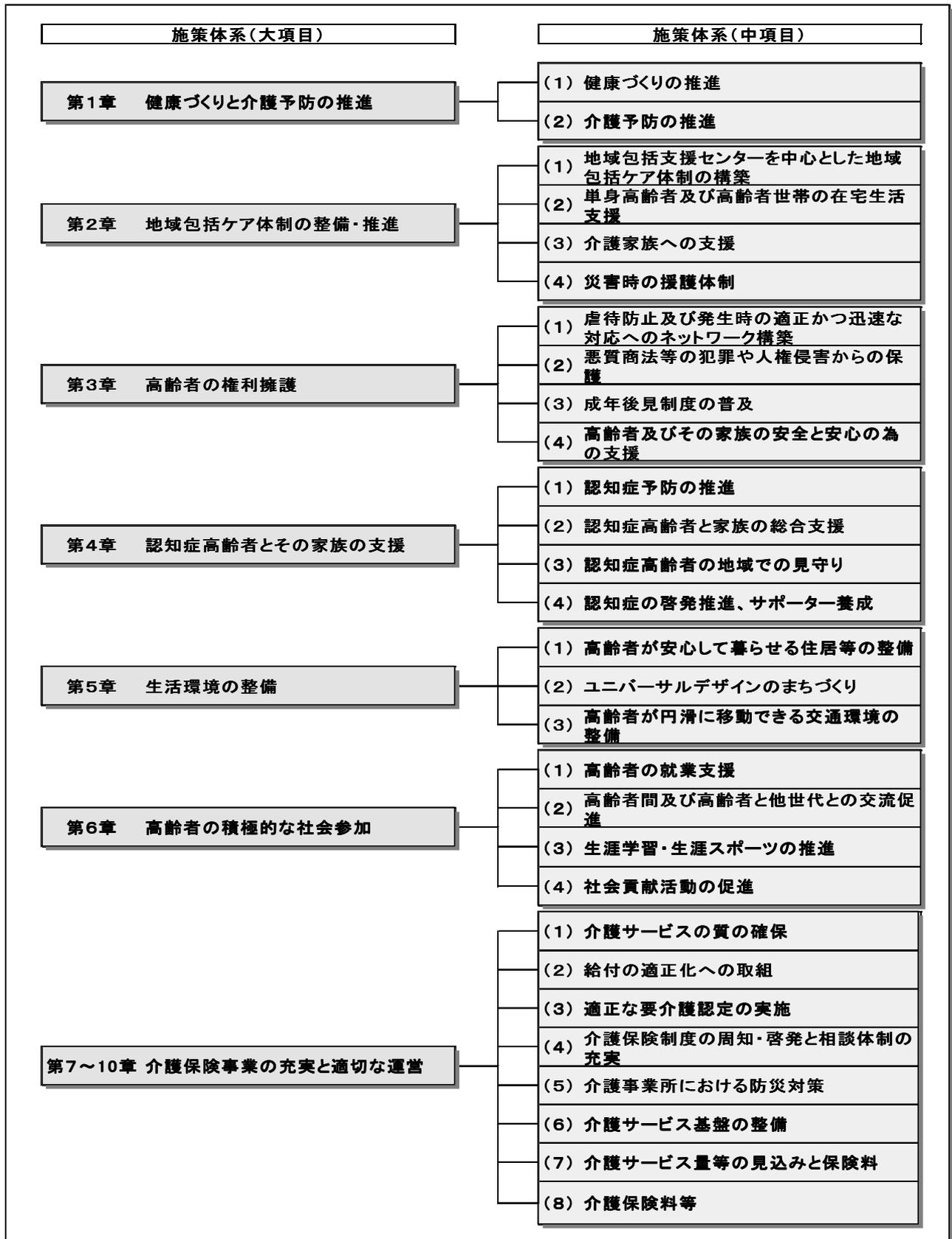
3. 高齢者の生きがいづくり・積極的な社会参加

心身ともに健康であり続けるためには、生きがいを持ち、自分らしく働き、遊び、学んでいくことが重要であり、社会参加のきっかけづくりの場や機会の充実を図ることで、団塊の世代を含めた高齢者の地域社会への積極的な参加を促進します。

4. 介護保険事業の一層の充実

介護を必要とする高齢者の自立支援と尊厳の保持を基に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスの基盤の整備を行うとともに、適正な介護サービスの確保、サービスの質の向上を図ります。

第5章 第5期計画の施策体系



第2部

久留米市における高齢者福祉 施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができるかぎり健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、高齢者一人ひとりの健康づくりと、介護予防を推進していきます。

1. 健康づくりの推進

高齢期において心身ともに健やかな生活を送るためには一人ひとりが健康への目標を持ち、壮年期から主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。正しい生活習慣の確立と栄養・食生活、運動などの生活習慣の改善へとつながる知識の普及・啓発を行い、各種健康診査・がん検診の受診率の向上に努めます。

主な取組

主体的な健康づくりの推進
特定健診・保健指導の充実

2. 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態となることを可能な限り予防することが重要であり、要介護リスクが高い高齢者を早期発見し事業参加に繋げ、個々の心身状態に応じた介護予防事業を提供し、「みつめてほシート」未返信者に対するフォローを行い、対象者の一層の把握に努めます。

また、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する普及・啓発事業をより身近な地域で行うとともに、日常生活の中で主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、自主的な活動を支援する仕組みづくりを行います。

主な取組

「みつめてほシート」未返信者へのフォローの実施
身近な地域での介護予防の普及・啓発、自主活動支援の仕組みづくり

第2章 地域包括ケア体制の整備・推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するため、公的サービスのみならず、地域のインフォーマルな多様な社会資源を活用した包括的及び継続的な支援（地域包括ケア）体制の整備・推進を図ります。

1. 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築

地域包括ケアのマネジメントを中心的に行う地域包括支援センターへの高齢者やその家族等からの相談件数は大きく増加してきており、センター増設による相談窓口の拡充や適切な専門職員の配置など、機能の充実・強化を図るとともに、地域の医療・介護・福祉などの職種間の連携を強化し、高齢者を支援するネットワークの構築を進めます。

主な取組

地域包括支援センターの整備促進

関係機関・団体、地域によるネットワークの構築

2. 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援

住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、高齢者の身体状況に応じた在宅生活支援のための各種サービスを提供し、積極的な事業の周知等の取組みを行うことで、サービスの一層の利用促進を図ります。

主な取組

介護用品支給事業・高齢者配食事業等の利用促進に向けた取組

3. 介護家族への支援

介護する家族の精神的・肉体的負担等が原因で、虐待等につながる危険性もあるため、介護家族の負担軽減と孤立化防止のための事業を実施するなど、在宅で介護をしている家族への支援を行います。

主な取組

(仮称)家族介護教室の実施

4. 災害時の援護体制

東日本大震災を受けて、災害時の地域における援護体制は改めてその重要性が認識されており、地域と連携した体制の整備を進め、災害時要援護者を把握することにより、災害時における安否確認や避難支援を迅速かつ適確にできるよう努めます。

主な取組

災害時要援護体制の構築

一人暮らし高齢者等への防災指導

第3章 高齢者の権利擁護

高齢者一人ひとりの個人を尊重し、尊厳を保持することが必要です。どのような心身の状態であっても、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるように支援します。

1. 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築

介護者の介護疲れ等による介護放棄や嫌がらせ、暴力行為等の様々な権利侵害による高齢者に対する虐待が社会問題となっており、虐待ケースの早期発見、早期解決のため、保健・医療・福祉等の関係機関・団体、地域によるネットワークの構築を進めるとともに、市民への啓発に努めます。

主な取組

地域包括支援センターの整備促進による相談体制の充実・強化
関係機関・団体、地域によるネットワークの構築

2. 悪質商法等の犯罪や人権侵害からの保護

高齢者に対する悪質商法や詐欺事件の手口は多様化、巧妙化しており、消費生活に関する各種情報や消費者啓発情報の提供及び消費者相談・苦情処理を行うことで、高齢者の消費者被害の防止・救済と消費者意識の向上を図ります。

主な取組

消費生活センターにおける相談・苦情対応、市民への啓発

3. 成年後見制度の普及

認知症やその他の疾病により、判断能力や意思表示能力が不十分な高齢者等の権利を守り尊厳を維持する為に、成年後見制度の適切な利用が必要であり、高齢者やその家族・支援者への制度の周知・啓発を図り、利用を促進します。また、今後、認知症高齢者の増加等により、制度の需要が一層高まり、後見人となる専門職の不足が見込まれるため、市民後見人を養成するなどの対応を図っていきます。

主な取組

成年後見制度の利用促進
(仮称)成年後見センターの設置

4. 高齢者及びその家族の安全と安心の為に支援

高齢者の日常生活の困りごとや心配事の早期解決に向けて、また虐待やDV等の深刻な事態を含む様々な問題を抱える高齢者に対し、相談に対応し、関係機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

主な取組

高齢者や女性の生き方支援のための相談対応

第4章 認知症高齢者とその家族の支援

認知症高齢者は、社会全体で支援を図る必要があります。本人のケアはもとより、介護する家族等への支援を図るとともに、高齢者を取りまくすべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境を整備していきます。

1. 認知症予防の推進

介護予防事業にレクリエーション的要素や有酸素運動などを工夫して取り入れ、身体的・精神的な機能の維持・向上、生活の質（QOL）の改善を図り、日常生活の活性化へ繋げることで認知症予防に取り組みます。

主な取組

認知症予防に向けた介護予防事業の実施

2. 認知症高齢者と家族の総合支援

認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で生活を継続していくために、相談体制の充実、介護の支援、権利擁護対策など多様な側面からの支援に取り組んでいきます。さらに医師会等と、認知症高齢者に対する医療と介護のネットワーク化を図ります。

主な取組

認知症高齢者とその家族の相談対応

医療分野と介護分野が連携したネットワーク構築への支援

3. 認知症高齢者の地域での見守り

認知症により場所や時間の見当がつかなくなり自宅に戻れず徘徊する恐れのある高齢者を事前に登録し、徘徊発生時には関係機関が役割を分担し連携することで、早期発見・保護に繋げることにより高齢者とその家族への支援を実施します。

主な取組

地域における見守り活動の推進

SOSネットワーク事業の充実

4. 認知症の啓発推進、サポーター養成

認知症への正しい理解と知識をとおして、市民一人一人が自らの問題として認識し、地域で支えていく体制を構築することが必要であり、認知症サポーターの養成等、市民への啓発を推進し、地域で支えあう仕組みづくりに取り組みます。

主な取組

認知症サポーターを活用した支援体制の仕組みづくり

第5章 生活環境の整備

高齢者が安心して健やかな生活を送れるように、在宅高齢者一人ひとりの身体機能に応じた快適な居住空間・生活空間の確保が課題であり、居住ニーズに応じた住まいの提供や安全に利用できる公共施設等の整備を推進します。

1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んで行くためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保や、ニーズに対応した快適な住まいを整備していく必要があります。今後も高齢者が安心して生活できるよう、公共住宅や高齢者向け住宅の整備を実施していきます。

主な取組

高齢者が安心して暮らせる市営住宅等の整備促進
高齢者向け住宅の整備促進

2. ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者が街を歩いたり、施設を利用する時に、階段、段差等、危険な場所や障害となる場所や不都合な場所がなく、安全に行動できる都市整備を推進しており、市民、民間事業者等との連携を強化して、今後もさらに計画的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」をめざします。

主な取組

ユニバーサルデザインによる公共施設等の整備促進

3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

公共交通が不便な地域に住む高齢者であっても、日々の買物や通院等が可能となり、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、地域が真に必要なとする生活支援交通の確保をめざします。

主な取組

生活支援交通の確保

第6章 高齢者の積極的な社会参加

高齢化が進む社会においては、高齢者も地域における重要な担い手です。高齢者が有する豊かな技術・知識・社会的経験などが有効に活用され、高齢者の能力を地域社会へ還元する為の社会参加の環境作りを推進するとともに、就業・健康・福祉・スポーツ・学習の各方面から生きがいづくりを促進します。

1. 高齢者の就業支援

高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、年齢に関係なく意欲と能力のある限り、地域社会の一員として活躍できるよう、就業の場の提供に努めます。また、生きがいづくりの観点から、いきいきと働くことができ、働き続けられる仕組みづくりを支援します。

主な取組

久留米市シルバー人材センターの活用促進
高齢者の雇用継続を奨励

2. 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進

老人クラブ活動をはじめとする高齢者間交流、学校教育や地域活動の場における高齢者の経験や知識を活かした世代間交流を推奨していきます。

老人クラブ活動に関し、加入者の減少が続いており、活動内容の見直し等を行うことで、活性化を図ります。また、単身高齢者等の引きこもり等を防止し、地域で仲間づくりを推進するサロン等の地域活動を促進します。

主な取組

老人クラブ活動活性化の取組み、サロン等の地域活動の推進
新たなスポーツを通じた地域の世代間交流の推進

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくり・学習意欲の向上等を目的とし、今後高齢化する団塊世代も含め、より多くの人に参加できるよう生涯学習や生涯スポーツを推進し、機会の提供に努めます。

また、身近に取り組むことができる新たなスポーツを通じた地域の交流を図ります。

主な取組

高齢者向けの各種講座・スポーツ大会等の開催
新たなスポーツを通じた地域の世代間交流の推進

4. 社会貢献活動の促進

今後、高齢化する団塊世代も含めた高齢者の知識や経験を、ボランティ

ア活動や地域活動といった社会貢献活動に活かしていくことが重要です。

身近な地域で高齢者が社会貢献活動に取り組むことができるよう、情報の提供や発信を行うとともに、ボランティアへの参加促進に向けたしくみづくりに取り組めます。

主な取組

団塊世代の社会参加促進に向けた情報提供等
ボランティア参加促進の仕組みづくり

第7章～10章 介護保険事業の充実と適切な運営

高齢化の進行、特に要介護認定率が高い75歳以上高齢者の増加により、今後、介護保険サービスへの需要は益々高まることが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう適正な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。

1. 介護サービスの質の確保

事業者への研修支援や人材の安定確保支援、指導・監督を通して介護サービスの質の向上に努めるとともに、地域資源の効果的活用についても事業者への働きかけに努めていきます。

また、地域主権改革による権限委譲に伴う指導・監督の適正な実施に努めます。

主な取組

介護支援専門員や介護サービス従事者への研修会
介護人材の安定確保支援

2. 給付の適正化への取組

保険財源の効率的かつ適正な活用のみならず、利用者一人ひとりの状態に応じたサービスが提供されるよう、給付適正化に取り組んでいきます。

主な取組

ケアプランのチェック
介護レセプトのチェック

3. 適正な要介護認定の実施

利用者への適切な介護サービスを確保するため、認定の迅速化も含めた適正な要介護認定を行います。

主な取組

ケアマネジャーと認定調査員の情報交換会
認定調査員の研修及び事例検討会の実施

4. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

広報誌や各種パンフレット等に加え、出前講座や制度改正時の市民説明会など、より高齢者に分かりやすい方法での情報提供に努めていきます。また、市の窓口や地域包括支援センターによる相談・支援を行うとともに、寄せられた相談・苦情等を介護保険事業の充実に活かしていきます。

主な取組

市民説明会の実施
法改正による新サービスの周知

5. 介護事業所における防災対策

防災関連部局と連携しながら、防火対策に加え、風水害・土砂災害・地震対策についての啓発・指導に努めます。

主な取組

事業所研修会等における防災意識の徹底
実地指導・集団指導等の際の防災対策点検・指導の強化

6. 介護サービス基盤の整備

いわゆる「総量規制」の対象となっている施設・居住系サービスの整備については、以下のとおりとします。

(1) 整備するサービスの種別

- ① 特別養護老人ホームの整備を基本としたい。
- ② 他の施設整備については、必要性について更に検討を加えたい。

(2) 整備数量（床数）

施設待機者のうち、「在宅での生活が困難なためすぐにでも入所したい」人の割合をベースに検討したい。

(3) 整備する施設の規模及び居室種別

① 施設の規模

特別養護老人ホームについては、地域密着型（定員上限 29 人）を基本としたい。

② 居室種別

特別養護老人ホームについては、個室・ユニット型を基本としたい。

7. 介護サービス量等の見込みと保険料

これまでの実績を基礎とし、サービス種別ごとの要介護度別の利用状況や利用者数の伸び等を分析し、第 5 期計画期間の各年度における利用量及び給付費を推計します。

8. 介護保険料等

第 5 期の介護保険料が、全国的に大幅な上昇をすると見込まれる中、本市においても、低所得者への配慮など、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する必要があります。

主な取組

低所得者への配慮（保険料減免及び利用料負担軽減等）
公平性の確保のため訪問による納付指導の実施

第3部

計画の推進と評価の体制等

1. 計画の推進体制

(1) 庁内組織

計画策定段階で設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」を継続的に開催し、健康福祉部を中心に各部局連携のもと、計画の適正な推進と進行管理を行います。

(2) 関係機関・団体との連携

この計画は、本市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すものであり、計画を円滑にしていくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割も重要になります。

このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員・児童委員協議会、久留米市老人クラブ連合会等の各団体や医療機関、民間事業者、NPO法人等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

2. 計画の進捗状況の点検と評価の実施

第5期計画では、可能な限り目標指標を設定し、事業ごとの目標への達成状況を点検し分析を行い、その結果に基づき計画全体の評価を実施し課題を整理することで、計画の適切な進捗管理を行います。

3. 計画の推進に必要な事項

(1) 広報の充実

計画の推進には市民の理解と協力が必要であり、『広報くるめ』や市のホームページによる計画達成状況等の情報開示を積極的に推進します。

(2) その他

国の制度改正に関する議論の動向に注目しながら、必要に応じて計画に記載する事業等の推進のあり方についての検討を行い、次期計画に反映させていきます。